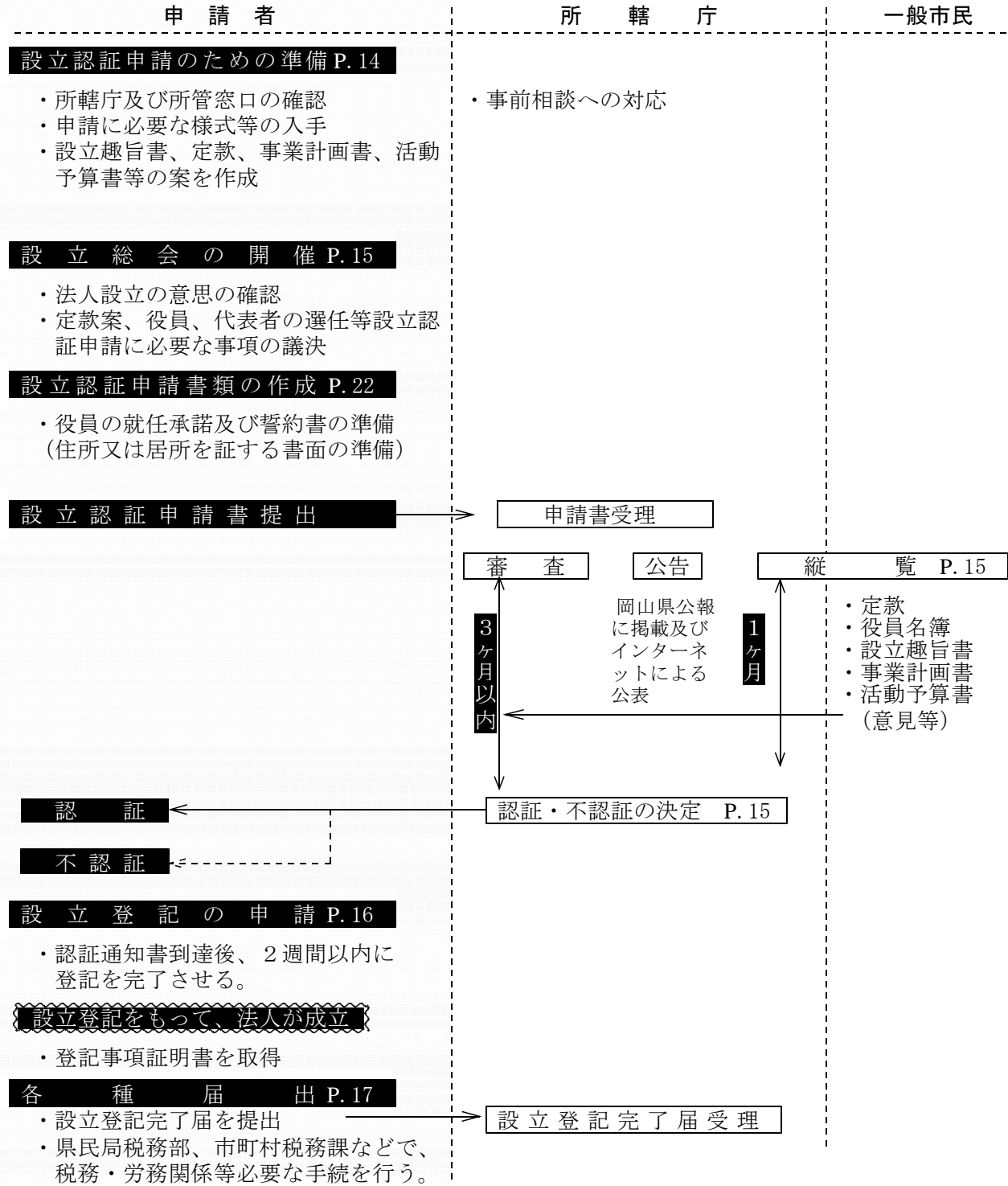


Ⅱ N P O 法人の設立等の手続

II NPO法人の設立等の手続

1 法人成立までの流れ



2 設立認証申請のための準備

○ 法人設立の要件

法人の設立代表者（発起人）は、どのような目的で法人を設立するのか、どのように法人を運営するのか、事業内容とその経費をどうするのかなどを具体的に検討していきます。

その際、次の要件を満たしていることが必要です。

<NPO法人設立要件チェック表>

項目	法人設立の要件	チェック
1	活動内容は、特定非営利活動の19の分野のどれかに該当しているか。	
2	活動内容は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するものか。	
3	活動で得た利益は、団体構成員等に分配せず特定非営利活動に係る事業に使用する（非営利）か。	
4	宗教活動や政治活動を主な目的としないか。	
5	特定の政党や候補者の支援（又は反対）を目的としないか。	
6	その他の事業の実施により、特定非営利活動に係る事業に支障が生じないか。その他の事業からの利益は特定非営利活動に係る事業のために使用するか。	
7	暴力団やその支配を受ける団体ではないか。	
8	10人以上の社員（団体を構成し総会で議決権を持つ者）がいるか。	
9	社員となるために不当な条件を付していないか。	
10	役員として理事が3人以上、監事が1人以上いるか。	
11	役員報酬を受ける者は、役員総数の3分の1以下か。	
12	役員は、成年被後見人、暴力団の構成員等の欠格事項に該当していないか。	
13	役員には本人以外に三親等以内の親族が1人を超えて含まれていないか、又は、当該役員とその親族が役員総数の3分の1を超えていないか。	

<事前相談>

定款、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書等主な提出書類については、所轄庁で事前相談を受けることができます。相談を御希望の場合は、あらかじめ、電話で日時を予約してください。

3 設立総会の開催

法人設立の趣旨に賛同する人（社員予定者10人以上）を集めて、法人設立総会を開きます。総会において、法人設立の意思決定を行い、定款、事業計画、予算、役員、設立代表者等必要事項を決定します。

ここで、必ず、団体が法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することの確認を行ってください。

また、設立総会の議事録を作成するために、議長及び議事録署名人を選出し、議長及び議事録署名人は議事録の内容を確認し署名、押印をしてください。

4 設立認証申請書類の提出

設立総会開催後、設立認証申請書類を所轄庁に提出します。

役員の就任承諾及び誓約書と設立総会の議事録の原本は法人において保管し、それぞれ、謄本（コピー）に設立代表者の原本証明を行ったものを提出してください。

5 申請内容の公開

所轄庁は申請書類を受領後、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告（岡山県の場合は、岡山県公報に掲載）するとともにインターネットで公表します。公告を開始した後1ヶ月間は、所轄庁において、次の（2）の書類を、誰でも縦覧できます。

（1）公告事項

- ・申請のあった年月日
- ・申請に係るNPO法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

（2）縦覧に供する書類

- ・定款
- ・役員名簿
- ・設立趣旨書
- ・設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ・設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

6 縦覧期間中の補正

提出書類に不備があるときは、その不備が県条例で定める軽微なものである場合に限り、補正をすることができます（所轄庁が当該申請書を受理した日から2週間以内の場合に限ります。）。補正書に補正後の提出書類を添付して提出してください。（P. 55様式）

7 認証・不認証の決定

所轄庁は、申請書の受理後3ヶ月以内に認証又は不認証の決定をし、その旨を書面で通知します。不認証の場合は、その理由も付記します。

8 設立登記

NPO法人には、設立時に登記することが義務づけられています。これは、法人の存在、行為能力の範囲、資産の内容、代表権の所在など国家の公簿である登記簿に登記をして、広く社会一般に公示し、社会生活における取引の安全と円滑化を図ることを目的としているためです。

※ 登記義務を怠った場合は、法人の役員が過料に処せられます。

(1) 登記の期間

NPO法人は、その主たる事務所の所在地において登記することにより成立します。設立の登記は、主たる事務所の所在地においては、設立の認証の通知が到達した日から2週間以内に、従たる事務所の所在地においては、設立の登記をした後2週間以内に登記しなければなりません。

※ 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から6ヶ月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消すことがあります。

(2) 登記事項

登記すべき事項は、次のとおりです。(組合等登記令第2条)

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め
- ⑦ 資産の総額 ←法第28条の2(貸借対照表の公告に係る規定)の施行日までは登記事項

(3) 登記に必要な書類等

登記の際に必要な主な書類は次のとおりです。申請書の記載様式などについては、法務局のホームページ(http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/houjin4.html#f_heading3)からダウンロードできます。

- ① 設立登記申請書 (P.59参考様式)
- ② 登記すべき事項
- ③ 定款
- ④ 法人設立認証書
- ⑤ 代表権を有する者の資格を証する書類(役員就任承諾書)
- ⑥ 資産総額を証する書面(設立当初のもの)
- ⑦ 印鑑届書 等

◇登記についての問い合わせ先

【岡山地方法務局】 岡山市北区南方1丁目3-58

法人登記相談 (086) 224-5715

代表 (086) 224-5656

ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/okayama/>

(4) 設立登記完了届出書の提出

登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び設立の時の財産目録を添付した設立登記完了届出書（様式第2号）を所轄庁に提出しなければなりません。あわせて、閲覧用書類も提出します。

	提出書類名	様式	閲覧	部数
1	設立登記完了届出書 (P. 57)	第2号		1
2	登記事項証明書	官公署		1
3	登記事項証明書の写し	〃	○	1
4	設立（合併）の時の財産目録 (P. 58)	任意	○	2

9 関係行政機関への届出

法人には、事業形態にもよりますが、関係行政機関に各種届出が必要となります。
詳細については、各関係行政機関にお問い合わせください。

	対 象	提 出 書 類	提 出 先
税制関係	事業を開始又は事務所を設けた法人	・ 法人設立届	県民局税務部 市町村税務課
	給与を支払うようになった場合	・ 給与支払事務所等の開設届出書	税 務 署
	税法上の収益事業を行う場合	・ 収益事業開始届出書	
就業関係	労働者を使用する場合	・ 適用事業報告	労働基準監督署
	労働者を10人以上雇用する使用者	・ 就業規則届	
労働保険	労働者を雇用する場合	・ 労働保険関係成立届 ・ 労働保険料申告書	公共職業安定所
		・ 雇用保険適用事業所設置届 ・ 雇用保険被保険者資格取得届	
健康保険・厚生年金保険	常時、従業員を使用する場合	・ 健康保険・厚生年金保険新規適用届 ・ 健康保険・厚生年金保険新規適用事業所現況書 ・ 被保険者資格取得届 ・ 健康保険被扶養者届	社会保険事務所

<参考> 税制上の取扱い

法人に対しては、いろいろな税金が課せられます。詳細については、専門家にご相談ください。

国税である法人税については、公益法人と同様に、法人税法に規定された「収益事業」(注1、2)からの所得に対しては、課税されることとなります。それ以外の所得については非課税です。

地方税も、収益事業から生じた所得に対して、法人住民税(法人税割)、法人事業税(地方法人特別税を含む)が課税されます。また、法人住民税(均等割)は、収益事業を行っていない場

合は課税が免除されますが、収益事業を行っている場合は所得の有無にかかわらず原則として課税されます。

ただし、岡山県では、NPO法人が、収益事業を行っているが、所得がない場合、設立から3年以内に終了する事業年度に係る県民税均等割については、申告の際に申請を行うことにより免除を受けることができます。

詳しくは、所轄の県民局税務部にお尋ねください。また、法人を設立されましたら、所轄の県民局税務部へ設立届を提出してください。

(注1) 法人税法上の収益事業（法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項）

販売業、製造業その他下記の事業で、継続して事業場を設けて営まれるもの。

物品販売業、不動産販売業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業、遊覧所業、医療保健業、一定の技芸教授業等、駐車場業、信用保証業、無体財産の提供等を行う事業、労働者派遣業

(注2) 特定非営利活動に係る事業であっても、法人税法上は、収益事業とみなされることがあります。

	NPO 法上の区分			
	特定非営利活動に係る事業		その他の事業	
法人税法上の 取 扱 い	A 収益事業	B 非収益事業	C 収益事業	D 非収益事業

◎ A～Dのそれぞれの取引を区分できるよう管理しておく必要があります。

< 委託事業に関する注意 >

県や市町村等が特定非営利活動法人に委託して実施する事業（調査、研修会等）は、一般的に、法人税法上の収益事業の1つである「請負業」にあたります。その場合、収益事業とみなされない条件は、委託事業が**実費弁償**により行われていること、かつ、**事前に所轄税務署長の確認**をとっておくことで、その判断基準は、①事業の内容、②対価の計算方式、③精算方法等です。

税法上の収益事業を行っていない（＝収益事業開始届を出していない）法人が、新たに委託事業を受ける場合、上記の事前確認を行っていないと、収益事業を行っていると思われ課税されたり、県民税及び市町村民税の免除措置が受けられなくなったりする場合があります。

事前確認の詳しい手続については、所轄税務署にお問い合わせください。

特定非営利活動法人(NPO法人)に対する法人県民税・事業税及び地方法人特別税の取扱いについて

岡山県

特定非営利活動促進法の規定により設立された「特定非営利活動法人」(以下「NPO法人」といいます。)に対する法人県民税・事業税及び地方法人特別税の取扱いは、次のとおりとなっていますのでお知らせします。

1 法人設立届の提出について

岡山県内において法人設立の登記をされたNPO法人は、その登記の日から2月以内に「法人設立届」を、また、他の都道府県において法人設立の登記をしたNPO法人で、岡山県内にその従たる事務所等を設置した場合は、その設置の日から2月以内に「法人の従たる事務所等の設置届」を管轄する県民局税務部へ提出してください。

2 法人の異動・変更届の提出について

収益事業(法人税法施行令第5条に規定する収益事業。以下「収益事業」といいます。)の開始又は廃止、代表者の変更、事務所等の異動等をした場合には、遅滞なく「法人の異動・変更届」を管轄する県民局税務部へ提出してください。

3 法人県民税、法人事業税及び地方法人特別税の申告・納付について

収益事業を行っているかどうかにより取扱いが異なります。収益事業に該当するかどうかは、法人税(国税)における収益事業の判定に準じて取り扱うため、収益事業に該当するかどうかについては、税務署へお問い合わせください。(法人税において、収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。)

(1) 収益事業を行っている場合

収益事業から生じた所得を課税標準として算定した法人事業税額及び地方法人特別税額と法人県民税額(法人税割額と均等割額との合計額)を事業年度終了後2月以内に申告納付する義務があります。

(2) 収益事業を行っていない場合

申告納付は不要です。

4 法人県民税(均等割)の課税免除の手続きについて

(1) 収益事業を行っている場合

設立の日(岡山県に從たる事務所等を設置している場合は、その設置の日)から3年以内に終了する事業年度については、確定申告の所得金額が0又はマイナスの場合に限り、申告の期限までに確定申告書と併せて「課税免除申請書」を提出することにより法人県民税(均等割)の課税免除の適用を受けることができます。

(2) 収益事業を行っていない場合

課税免除の手続きは不要です。

5 その他の注意事項

- 1) 課税免除がなされた後に課税免除の要件を満たしていないことが判明した場合には、課税免除は取り消されます。
- 2) 事業年度の途中における収益事業の廃止を理由とする一部免除は適用されず、当該事業年度に係る法人県民税均等割額の全額を納付する義務があります。
- 3) 課税免除不適用であったNPO法人が、後に税務署の更正減額を受けて課税免除の要件を満たすこととなった場合には、当該事業年度の確定申告書が期限内に提出されている場合に限り、法人県民税の更正の日から1月以内に「課税免除申請書」の提出があれば課税免除を受けることができます。

NPO法人の申告手続きについて

収益事業を行っているNPO法人は次の税の課税対象となります。

- ・ 法人税……………《国税》
- ・ 法人県民税（均等割と法人税割）……………《県税》
- ・ 法人事業税……………《県税》
- ・ 地方法人特別税……………《国税(法人事業税と併せて申告納付)》
- ・ 法人市町村民税（均等割と法人税割）……………《市町村民税》

国税、市町村民税の申告納付については、税務署又は各市町村税務担当課にお問い合わせください。

収益事業を行っている場合

法人県民税（均等割と法人税割）、法人事業税及び地方法人特別税を事業年度終了後2月以内に申告納付してください。

ただし、下記のア・イの要件を両方満たす場合に限り、法人県民税（均等割）の課税免除の申請を行うことができます。

収益事業を行っていない場合

法人県民税（均等割）が課税免除されます。課税免除申請も申告も不要です。

ア. 事業年度の終了の日が、岡山県内において設立した法人にあっては設立年月日、岡山県外において設立し岡山県に従たる事務所等を設置した法人にあってはその従たる事務所等を設置した日から3年以内である。

いいえ

はい

イ. 収益事業について、所得が0又は赤字である。
→確定申告書（第6号様式）の⑥欄（課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額）及び③欄がともに0円又はマイナスである。

いいえ

はい

課税免除の適用はありません。

課税免除申請書を事業年度終了後2月以内に、確定申告書（第6号様式）と併せて提出することにより、法人県民税均等割額について、課税免除が受けられます。
（法人県民税法人税割、法人事業税及び地方法人特別税は、納付額が無い場合でも申告は必要です。）

※設立届、申告書及び課税免除申請書などの各種様式につきましては、税務課のホームページよりダウンロードできますので御利用ください。

6 不動産取得税及び自動車取得税の課税免除について

NPO法人が、その設立後3ヶ月以内に、法人の設立者（設立当初の役員又は社員）から不動産又は自動車を無償で取得した場合で、一定の要件を満たすときは、不動産取得税又は自動車取得税が課税免除になりますので、最寄りの県民局税務部へお尋ねください。

詳しくは、管轄する県民局税務部へお問い合わせください。

事務所名	電話番号	所在地	管轄区域
備前県民局 税務部直税課	(086)233-9816 (086)233-9820	〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町
備中県民局 税務部課税課	(086)434-7016	〒710-8530 倉敷市羽島 1083	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町
美作県民局 税務部課税課	(0868)23-1272	〒708-8506 津山市山下 53	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町